

特集 ますます便利に！

グッと広がるマイナンバー制度

平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度は、さらに活用の幅が広がる見込みです。マイナンバー制度の正しい知識を持ち、しっかりと管理して、便利な機能を利用しましょう。

マイナンバーの広がり

マイナンバーの利用やマイナンバーカードの交付が平成28年1月から始まり、平成29年11月からマイナンバー制度の情報連携が本格的に運用されています。

このことにより、マイナンバー制度の目的である

- ①国民の利便性の向上
- ②行政の効率化
- ③公平・公正な社会の実現

を達成するためのさまざまな取り組みが始まっています。

今回、その中でも生活の場でマイナンバー制度のメリットを実感できるサービスの内容や安全対策についてご紹介します。

役所での手続きがもつと簡単になります

マイナンバーによる情報連携によって、申請等の手続きの際に、これまで添付が必要とされていた証明書等の書類を一部省略できるようになりました。（手続きによって省略できる書類が異なります。）

情報連携とは、マイナンバー法に基づいてマイナンバーを利用する申請手続きを行う際に、申請を受けた行政機関の職員が専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で申請に必要な情報をオンラインでやりとりを行う仕組みのことです。

これまで窓口で提出する必要があった住民票の

写しや所得証明書等の添付書類について、その全部または一部を省略できるようになっています。

このことにより、添付書類を準備していただく手間や手数料を軽減することができ、添付書類を省略できる手続きは今後も順次増えていきます。



マイナンバー制度ロードマップ

平成27年10月

- 全住民に12桁のマイナンバーを付番
- マイナンバーが記載された通知カードの送付

平成28年1月

- マイナンバーの利用開始（申請書等へのマイナンバーの記入）
- 申請された人へのマイナンバーカード交付開始

平成29年11月

- マイナポータルの本格運用開始
- 情報連携本格運用開始（添付書類等が一部削減）

平成30年1月

- 子育てワンストップサービスを松浦市で開始
- 預貯金口座へのマイナンバー付番

平成32年以降

- マイナンバーカードが健康保険証としての利用を検討
- 戸籍事務や旅券事務（パスポート）でのマイナンバーの利用を検討



ますます便利に！グッと広がるマイナンバー制度

マイナポータルで自分の情報を確認できます！

マイナポータルは、マイナンバー制度の導入に併せて構築された、政府が運営するオンラインサービスです。

マイナポータルでは、行政が保有している情報（地方税情報や福祉情報等）を自分で確認したり、自分の個人情報を行行政機関同士がどのようにやりとりを行っているかの履歴を確認することができます。

また、行政機関からのお知らせを受け取ることができるなど、いろいろな機能があります。
今後もサービス内容が順次拡大されていく予定です。

【利用方法】

自宅でマイナポータルを利用するためには、**電子証明書を搭載したマイナンバーカード・パソコン・マイナンバーカードに対応したPCカードリーダー**が必要で、スマートフォンで利用する場合には、マイナンバーカード対応機種のみとなります。

なお、自宅にパソコン等が無い人のために、子育て・こども課窓口に専用端末を設置しています。そこからマイナポータルを利用することができます。（サービスのご利用には、マイナンバーカードが必要です。）

「お知らせ機能」で行政機関から配信される子育てに関するお知らせなどを受け取ることができます。

「ぴったりサービス」であなたにあったサービスの検索ができたり、行政機関や民間事業者へオンライン申請ができます。
※詳しくは、次の子育てワンストップサービスをご覧ください。

行政機関が保有する税情報等の「あなたの情報」や行政機関同士があなたの個人情報をやりとりした履歴を「やりとり履歴」で確認することができます。

「もっと繋がる」外部のサイトを登録すれば、そのサイトへのログインが簡単にできます。



▲マイナポータル画面

あなたにぴったりなサービスを検索してみたい人は、[LINE]で友達追加してみよう！



◀ [LINE] QRコード

※子育てワンストップサービスを利用するためには、マイナポータルにログインした上で、ぴったりサービスの利用者アカウントを作成する必要があります。

また、忘れがちな子育て関係のお知らせが、ご自身のマイナポータルに届きます。

家にいながらネットで申請！子育てワンストップサービス